

## 村上市競争入札実施要綱

平成 23 年 3 月 9 日

告示第 86 号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品、役務提供業務の発注に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)の取扱いについて、村上市財務規則(平成 20 年村上市規則第 49 号。以下「財務規則」という。)の他、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「一般競争入札」とは、入札に付する工事の概要、入札の場所及び日時その他契約に関する事項を公告し、不特定多数の者(自治令第 167 条の4の規定による入札に参加することができない者を除き、自治令第 167 条の5の規定による経営の規模及び状況を要件とする資格を定められているときは、その資格を有する者に限る。次号において同じ。)を競争させる入札をいう。
- (2) 「制限付き一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、自治令第 167 条の5の2の規定により事業所の所在地又は当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者に競争させる入札をいう。
- (3) 「指名競争入札」とは、自治令第 167 条の 11 第 2 項の規定により経営の規模及び状況を要件とする資格を有する者(同条第 1 項において準用する自治令第 167 条の4の規定による入札に参加できない者を除く。)のうちから、適当と認められる特定多数の者を指名して競争させる入札をいう。
- (4) 「委員会」とは、村上市入札契約手続運営委員会設置規程(平成 20 年訓令第 24 号)で設置された村上市入札契約手続運営委員会をいう。
- (5) 「電子入札」とは、市長の指定する電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した遠視情報処理組織をいう。)を使用して行う入札をいう。

### (競争入札参加資格及び業者選定)

第3条 競争入札に参加できる業者の資格(以下「競争入札参加資格」という。)要件は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 村上市入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
  - (2) 前号に定めるもののほか、市長が当該入札に必要な要件として公告した条件を備えていること。
- 2 次のいずれかに該当する関係がある者は、同一の入札に重複して参加することはできない。なお、同一の一般競争入札にその関係がある複数の者から参加申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。
- (1) 共同企業体と単体企業が同一入札に参加できる場合において、その共同企業体の構成員に同一入札に参加しようとする単体企業が含まれる場合、また、それぞれの共同企業体に同一の単体企業が含まれる場合、

まれる場合

(2) 親会社と子会社関係、親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア) 親会社(会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(3) 次の役員を兼任している人的関係にある業者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(2)又は(3)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 指名競争入札については、第 1 項第 1 号及び第 2 項のほか、建設工事においては、村上市建設工事指名業者選定要綱(平成 20 年村上市告示第 7 号)の規定により業者選定を行うものとする。

(共同企業体)

第 4 条 共同企業体の結成等については、村上市共同企業体運用基準(平成 20 年村上市告示第 11 号)の規定による。

(競争入札の公告・通知)

第 5 条 一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては入札通知書により行うものとし、議会の議決を要する契約の必要な入札については、その決議後に本契約となる旨を記載するものとする。

(見積期間)

第 6 条 入札執行者は、次の各号に掲げる見積期間を設けなければならない。

(1) 指名競争入札

ア) 予定価格が 500 万円未満については、1 日以上

イ) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満は、10 日以上

ウ) 予定価格が 5,000 万円以上は、15 日以上

ただし、やむを得ない事情があるときは、(イ)及び(ウ)の期間は、5 日以内に限り短縮することができる。

(2) 一般競争入札及び制限付一般競争入札の場合は、10 日以上

2 見積期間は、入札期日の前日から起算するものとする。

- 3 見積期間は、内容、規模ならびに業者の所在地等に照らし、入札の通知を受ける業者が入札金額を算定するために必要な期間を実質的に確保できるよう留意するものとする。

(設計図書、仕様書等の配布及び質問)

第7条 設計図書、仕様書等は、原則として無償で配布するものとする。ただし、入札公告又は入札通知書に有償で配布する旨を明示した場合は、この限りでない。

- 2 設計図書、仕様書等に係る質問は、文書によるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、文書以外の方法により質問することができるものとする。

(予定価格の公表)

第8条 予定価格は入札前には公表しないものとし、落札者決定後に公表する。

(最低制限価格の設定)

第9条 建設工事については、原則、設計額が 130 万円以上1億円未満の競争入札において最低制限価格を設定するものとする。

- 2 測量・建設コンサルタント等業務については、原則、設計額が 130 万円以上の競争入札において最低制限価格を設定するものとする。
- 3 物品、役務提供業務については、原則、最低制限価格は設定しない。
- 4 最低制限価格を設定した場合には、入札公告および入札通知書(以下「入札公告等」という。)に必ず最低制限価格について適用する旨を明記するものとする。

(低入札調査基準価格の設定)

第 10 条 建設工事について、原則、設計額が1億円以上の競争入札において低入札調査基準価格を設定するものとする。

- 2 低入札調査基準価格を設定した場合には、入札公告等に必ず低入札調査基準価格について適用する旨を明記するものとする。

(参加資格及び指名の取消し)

第11条 指名競争入札において指名通知を発した場合であっても、入札執行日以前において指名停止又は保留の措置が行われたときは、直ちに当該業者に対する指名を取り消し、その旨の通知をするものとする。

- 2 一般競争入札において、入札参加申請を行い参加する資格を有した者であっても、入札執行日以前において指名停止又は保留の措置が行われたときは、直ちに当該業者に対する競争入札の参加資格を喪失させ、その旨の通知をするものとする。

(現場説明)

第 12 条 現場説明会(入札前に工事予定地等に入札参加者を集め、現地の状況、図面及び仕様書に表示されない見積条件等を説明するものをいう。)は、設計図書に関し現地における説明を必要とする場合その他

特別の事情がある場合において、開催することができる。この場合において、現場説明会を開催するときは、入札の公告及び通知(以下「入札公告等」という。)において明らかにするものとする。

(内訳書)

第 13 条 市長は、初回の入札時に入札参加者に入札金額に係る内訳書の提出を求めることができる。

(入札)

第 14 条 代理人で入札参加をするものは、委任状を提出するものとする。

2 入札執行職員は、入札に参加するものから、名刺及び委任状等で入札参加者であることを確認するものとする。ただし、電子入札の場合は別に定める方法で確認するものとする。

3 入札時点(電子入札による場合は開札時点)で、入札参加資格が喪失している者の入札は、認めないものとする。

4 入札参加者は、村上市入札心得(別紙)を了知のうえ参加するものとする。

5 入札参加者は、競争入札の辞退または参加申請の取下げをしようとするときは、入札辞退届または入札参加申請取下げ届を提出しなければならない。

(入札回数)

第 15 条 競争入札に付した場合の入札回数は、初度・再度を合わせて 2 回を限度とする。

(最低入札価格の公表)

第 16 条 再度入札にあたっては、初度入札での最低入札価格の公表をするものとし、再度入札の参加者は再入札価格をその公表価格未満としなければならない。公表価格以上の再入札価格の入札は無効とする。

(不落時の取り扱い)

第 17 条 前条本文の規定により入札を 2 回行った場合において、なお落札者が決定しないときは、委員会に諮り、その対応について市長が決定する。

(委任規定)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、競争入札の実施にあたり必要となる事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告または通知する入札から適用する。

村上市建設工事競争入札実施要綱(平成 20 年 4 月 1 日告示第 26 号)は、平成 23 年 4 月 1 日廃止する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。